

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十七号

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

広島県吏員恩給条例（昭和八年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条ノ二 本条例ニ定ムル給与ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ当該給与ガ支払ハレタル場合及本条例ニ定ムル給与ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ当該給与ガ支払ハレタル場合ニ於テハ恩給法第十七条ノ規定ヲ準用ス

第十一条ノ三 本条例ニ定ムル給与ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ本条例ニ定ムル給与ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該給与ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ本条例ニ定ムル給与アルトキハ恩給法第十八条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条中「重度障害ニシテ」を「吏員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第二十三条の規定は、この条例の施行の際現に遺族扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、改正後の第二十三条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。